

職場で感染者が発生した場合には

(2021.1.28 概要版)

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部



★ 保健所との連携

◇ 保健所から連絡があった場合

- 1 社員・従業員・職員（以下「社員等」といいます）が感染した場合、勤務している職場を所管している保健所から連絡が入ります。
- 2 連絡が入った場合には、以下の「◇ 報告・連絡・相談の速やかな対応」を参考にして保健所との連携に努めてください。

◇ 感染した社員・従業員から報告があった場合

- 1 社員等から感染した旨の報告があった場合は、速やかに責任者や労務（安全衛生管理）担当者へ伝え情報を共有することになります。
- 2 通常は感染した社員等の住居地にある保健所から勤務先を所管する保健所に連絡され、その保健所から勤務先に連絡が入ることになっています。現在、保健所が繁忙のため保健所間の連絡が遅れる場合がありますので、その場合には、速やかに所属職場から勤務先（事業所等）を所管する保健所に連絡し迅速な報告等を行うと共に以下の対応を行うこととなります。

★ 職場（勤務先）の対応

◇ 報告・連絡・相談の速やかな対応（日頃より万一来に備え事前に準備を）

- 1 保健所より感染した社員等の勤務状況の確認を求められます。接触状況を確認するために、机の配置等のレイアウト図面の提出を求められる場合があります。
- 2 勤務状況により濃厚接触者の確認を求められます。上記1に加え、感染した社員等との接触状況（感染者と接触した社員等の双方）距離・時間・マスクの有無・接触した内容（行動履歴・職務内容、会食の有無、通勤状況等）を総合的に判断し保健所が最終的に認定します。
- 3 濃厚接触者として認定された社員等が確認された場合には、別途医療機関への受診、PCR検査（初期スクリーニング）や自宅待機等についての指示があります。
- 4 職場の消毒を求められます。
- 5 同一職場でクラスターが発生するなどの深刻な状況にならない限り、必ずしも営業（業務）停止や職場閉鎖を求められることはありません。

💡事業活動に影響を及ぼすことになる二次感染・三次感染を防ぎ感染の連鎖を断ち切るために、感染確認後のスピーディな対応と共に、普段からマスクの着用、咳エチケット、手洗いの励行と「三つの密」の対策について感染対策の徹底が必要となります。対策については、既に公表しています“不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（全日東京都本部 2021.1.21 改訂版）”をご参照ください。

◇ 感染者が確認された場合の勤務先の責任者・担当者の対応

- 1 社員等が感染した場合には、社内において早期に報告・連絡・相談を行って情報を共有しましょう。
- 2 職場（店舗や執務室等）の消毒は保健所では行いませんので、保健所から消毒する範囲や方法等の指示を受けて、社員等が直接行うか専門の業者へ委託して行うことになります。＊消毒については(公社)日本産業衛生学会他“職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド(第3版)”13頁参照
- 3 感染者の人権や個人情報の取扱いに配慮し慎重に対応しましょう。会社名は通常、公表を求められませんが、取引先との関係などに配慮して公表するかどうかについては、それぞれの責任者の判断となります。

💡感染経路の確認への支障及び人権侵害の危険性がおきることがないように、(感染者の)性別・年代・職業・居住地の詳細・感染経路は保健所等の関係行政機関では公表していません。(千代田保健所 HP)

- 4 新型コロナウイルス感染症から回復した社員等やその関係者が職場内で差別されることがないように、日頃より周知啓発を行い円滑な職場復帰のために十分配慮しましょう。

◇ 感染した社員等の職場復帰

- 1 職場復帰の目安は次の(1)と(2)の両方の条件を満たすことが必要です。
 - (1) 発症後に少なくとも10日が経過していること。
 - (2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状が消失後に少なくとも72時間が経過していること。
- 2 症状が中等度以上だった場合や入院していた場合には、体力の低下等が懸念されるので、主治医と相談のうえ職場に復帰させましょう。
- 3 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、人との距離を2m程度に保つことなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める場合には出勤を控えるようにしましょう。

《参考》感染症とリスクコミュニケーション（CDC/米国疾病対策予防センター）

感染症の危機緊急時におけるリスクコミュニケーションの6つの原則

- ①速やかに共有する（Be First）⇒ 情報を伝えるだけでなく、「誰が」伝えるかが重要です
- ②正しい情報を（Be Right）⇒ 「分かっていること」と「分かっていないこと」の両方を伝えましょう
- ③信頼を得る（Be Credible）⇒ 「科学的に根拠のある情報」が受け手の信頼を高めます
- ④気持ちに寄り添う（Express Empathy）⇒ 受け手の視点に立って情報を伝えましょう
- ⑤行動を支える（Promote Action）⇒ 一人ひとりの行動が感染予防につながることを勧めましょう
- ⑥相手を尊重する（Show Respect）⇒ 相手の立場や権利を思いやる伝え方に心がけましょう

不動産における新型コロナウイルス予防対策ガイドライン改訂版（国交省）



新型コロナウイルス感染症対策サイト（東京都）



職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第3版）（公社）日本産業衛生学会他



新型コロナウイルスに関するQ&A企業の方向け（厚労省）



令和3年1月8日付け厚労省労働基準局長通知



💡このガイド（概要版）は、厚生労働省が参考資料として薦める(公社)日本産業衛生学会・(一社)日本渡航医学会の共同文書“職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド(第3版)”に準拠し、内閣府、国交省や厚労省並びに東京都総務局総合防災部の新型コロナウイルス感染症対策サイトの関連情報を一部引用しています。詳細は上記QRコードによりご確認ください。掲載した情報は更新されることがありますので、適時最新情報をご確認ください。

💡令和3年1月8日付け厚労省労働基準局長通知“緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について”（上記右端QRコード）も併せてご参照ください。